

府監第1730号
令和8年1月22日

* * * 様

大阪府監査委員	高 橋 明 男
同	中 務 裕 之
同	鈴 木 一 水
同	川 村 和 久
同	白 木 恵 士

住民監査請求について（通知）

令和7年12月23日にあなたから提出のあった請求については、下記のとおり却下します。

記

第1 請求の要旨

住民監査請求書及び事実証明書の内容から、請求の要旨を概ね次のとおりと解した。

1 監査対象事項

令和6年12月25日に知事に報告された大阪府立＊＊＊＊＊学校（以下「本件学校」という。）におけるいじめ重大事態（以下「本件いじめ重大事態」という。）の調査等に係る知事及び大阪府教育長（以下「教育長」という。）の給与の支出

2 前記1の事項が違法又は不当である理由

令和6年12月25日の時点で、知事及び教育長は、本件いじめ重大事態の報告を受け、事態を認知しており、速やかに第三者機関による調査を命じ、組織的な隠蔽や虚偽公文書作成などの違法行為を是正する義務を負っていたにもかかわらず、漫然とこれを放置し、実効性のない諮問機関へのすり替えや部下職員による虚偽報告を黙認し続けたことは不作為及び裁量権の逸脱・濫用であり、知事及び教育長が給与の全額を受給することは、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）における職務専念義務及び地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第2条第14項（最少の経費で最大の効果の原則）に反する違法かつ不当な公金の支出である。

3 求める措置の内容

- (1) 令和6年12月25日以降の知事及び教育長への給与支出の停止と返還
- (2) 第三者委員会の中立な委員会への再編
- (3) 虚偽ある公文書（指導要録等）の訂正を命じること。

(4) 電子メール不達・捏造疑惑に関する説明責任の履行及び客観的証拠（サーバログ）の提出

第2 住民監査請求の要件に係る判断

- 1 最高裁判所第二小法廷昭和62年2月20日判決によれば、法第242条第1項の規定による住民監査請求に対し、同条第3項の規定による監査委員の監査の結果が請求人に通知された場合において、請求人たる住民は、当該監査の結果に対して不服があるときは、法第242条の2第1項の規定に基づき所定の期間内に訴えを提起すべきものであり、同一住民が先に監査請求の対象とした財務会計上の行為又は怠る事実と同一の行為又は怠る事実を対象とする監査請求を重ねて行うことは許されておらず、監査請求に新たに違法、不当事由を追加し又は新証拠を提出しても別個の監査請求になるものではないとされている。
- 2 本件請求において、請求人は、令和6年12月25日の時点で、知事及び教育長は、本件いじめ重大事態の報告を受け、事態を認知しており、速やかに第三者機関による調査を命じ、組織的な隠蔽や虚偽公文書作成などの違法行為を是正する義務を負っていたにもかかわらず、漫然とこれを放置し、実効性のない諮問機関へのすり替えや部下職員による虚偽報告を黙認し続けたこと等が不作為及び裁量権の逸脱・濫用であり、知事及び教育長が給与の全額を受給することは、地公法における職務専念義務及び法第2条第14項（最少の経費で最大の効果の原則）に反する違法かつ不当な公金の支出であると主張して、その是正等を求めている。

しかしながら、かかる本件請求は、請求人が令和7年10月15日に提出した監査請求において、大阪府立学校いじめ防止対策等審議会の調査部会に係る経費の支出は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）の趣旨を歪めるものであり、実効性を欠いた会議体への委員報酬・会議経費支出は違法又は不当な公金支出に該当する旨主張するとともに、本件いじめ重大事態を含めた特定の生徒に係るいじめ対応等に不備があり、教育長、本件学校の校長、本件学校及び教育庁の職員への人件費の支払が違法であるとして、その是正を求めた請求と同様の趣旨のものである。かかる請求に対しては、請求人が指摘する事項を含め、上記の調査部会が実効性を欠いたものとはいえない旨、上記職員らのいじめ対応等が不適切なものであったということはできず、上記職員らへの人件費の支払が違法・不当と言えない旨、いずれも同年12月18日付けて請求人に監査結果を通知しているところである。

なお、請求人は、前記第1の3(2)乃至(4)に係る措置をも求めているが、これらは財務会計上の行為又は怠る事実の是正を求めるものとは認められない。

したがって、本件請求は、同一住民が先に監査請求の対象とした財務会計上の行為と同一の行為を対象とする監査請求を重ねて行うものであるから、適法な請求とは認められない。

第3 結論

以上のとおり、本件請求は、同一住民が先に監査請求の対象とした財務会計上の行為と同一の行為を対象として重ねて監査請求を行うものとして不適法であるから、却下する。